



中海・宍道湖・大山圏域 市長会 通信②②

「フォトスポットで作る山陰まんなか『セレクトトリップ』」

圏域観光局では、圏域のお気に入りの場所や風景を投稿するキャンペーンを実施し、圏域観光局のホームページに受賞者の作品とスポット情報を記載した、フォトスポットギャラリーを作成しています。

山陰まんなか『セレクトトリップ』は、フォトスポットギャラリーを活用して、行ってみたいスポットの写真を選択するだけで、自分のオリジナル旅プランが作れるツールです。『セレクトトリップ』は圏域観光局のホームページからご利用できます。

「国への要望活動を行いました」

5月30日(月)、圏域市長会の伊木会長(米子市長)と中国横断新幹線(伯備新幹線)整備推進会議の上定会長(松江市長)が、国土交通省鉄道局石原官房審議官に対し、「山陰新幹線及び伯備新幹線の整備計画路線への格上げ及び早期実現」「地元負担のあり方の見直し」などを要望しました。

「島根大学 若者を共に育てるプロジェクト」フィールドワークを開催しました」

圏域市長会では、島根大学との包括連携協定に基づき、将来的に圏域で活躍する人材の育成及び若者の地域への定着を目的とした「若者を共に育てるプロジェクト」事業を行っています。

「地域人材育成コース」の学生が授業の一環として、同コースの入学パンフレットに掲載する圏域の魅力発信の記事を作成することになりました。圏域5市に分かれた学生たちは、各市の職員等から地域の魅力や歴史などの事前学習後、7月2日(土)に現地に赴いてフィールドワークを行いました。



▲フィールドワークの様子。安来市では、安来節演芸館、足立美術館、月山富田城跡へ訪れました。

問い合わせ

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局
☎0852155・5056

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？ —改正特定商取引法が施行されました！—

販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方、定期購入が条件となっている商品の通信販売に関する相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

本年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

※画像引用：消費者庁取引対策課 令和3年度特定商取引法・預託法等改正に係る令和4年6月1日施行に向けた事業者説明会より



▲通信販売の「詐欺的な定期購入商法」イメージ

確認するポイント

- ・継続期間や購入回数が決まっていますか？
- ・支払うことになる総額はいくらですか？
- ・解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ・解約・返品できるか、解約条件を確認しましたか？
- ・利用規約の内容を確認しましたか？
- ・「最終確認画面」をスクリーンショット(画面のコピーデータ)で保存しましたか？

未成年者の場合は以下の点も確認を

- ・販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- ・年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

問い合わせ 安来市消費生活センター

Tel 23-3068